

## 現場説明書（技術的事項）

工事名 福山市立野々浜小学校南棟校舎他階段室シャッター改修工事

（●印を適用）

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」

第9条第1項に規定する対象工事

該当する

該当しない

2. 別途工事

電気設備工事

3. 現場の状況

設計図のとおり

4. 留意事項

① 本工事受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。

② 工事中は学校運営と同時使用となるため、仮囲い等を設置し、事故の無いよう十分注意してください。

③ 工事期間中は、周辺地域、児童、職員及び第三者の安全に細心の注意を払い、危険の無いよう対策を講じてください。構内管理については学校管理者との協議、調整を十分に行ってください。

④ 工事車両の出入り口と児童・学校関係者の出入り口が重複するため、大型車等の出入りには必要に応じて交通誘導員を配置し、安全管理に努めてください。

⑤ 工事関係車両の駐車場は、学校管理者と協議が必要です。

⑥ 騒音・粉塵が発生する作業は、学校管理者と事前協議が必要です。

⑦ この工事は、建設リサイクル法の対象工事には該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。

⑧ 実施工程表を契約後14日以内に提出するとともに、速やかに承認図、施工計画書等の承諾を受けてください。

⑨ 別途工事施工業者と調整が必要です。

⑩ 労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）としています。

⑪ 本工事は、法定外の労災保険を見込んでいます。

5. 工事における「第20回世界バラ会議福山大会2025」ロゴの標示について

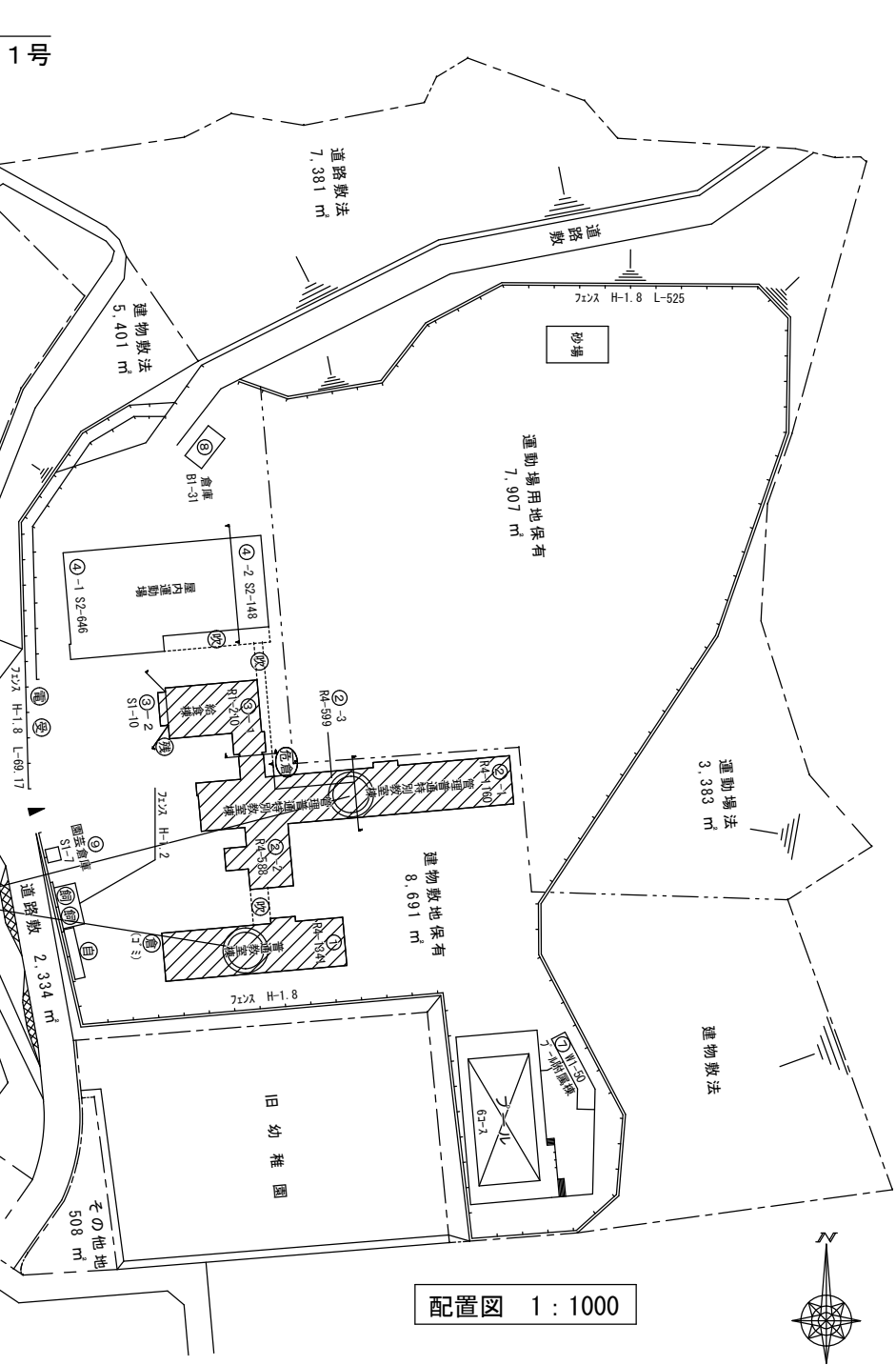
「第20回世界バラ会議福山大会2025」が2025年5月18日から24日にかけて開催されます。

については、周知と機運醸成を図るため、工事現場に掲げる標識として、大会ロゴの標示の御協力をお願いします。

- 使用するロゴは「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に沿ったものとし、指定のデザインとする。
- 「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に定められた「大会ロゴ利用許諾申請書」の提出は不要とする。
- 使用する大会ロゴは「大会ロゴデザインガイド」にて配色等が定められているので留意すること。
- 大会ロゴの標示については任意事項とし、標示する際は、発注課へ必ず連絡すること。
- ロゴ標示期限は2026年(令和8年)3月31日とする。  
(デザインデータについては福山市建設管理部技術検査課へ問合せください。)

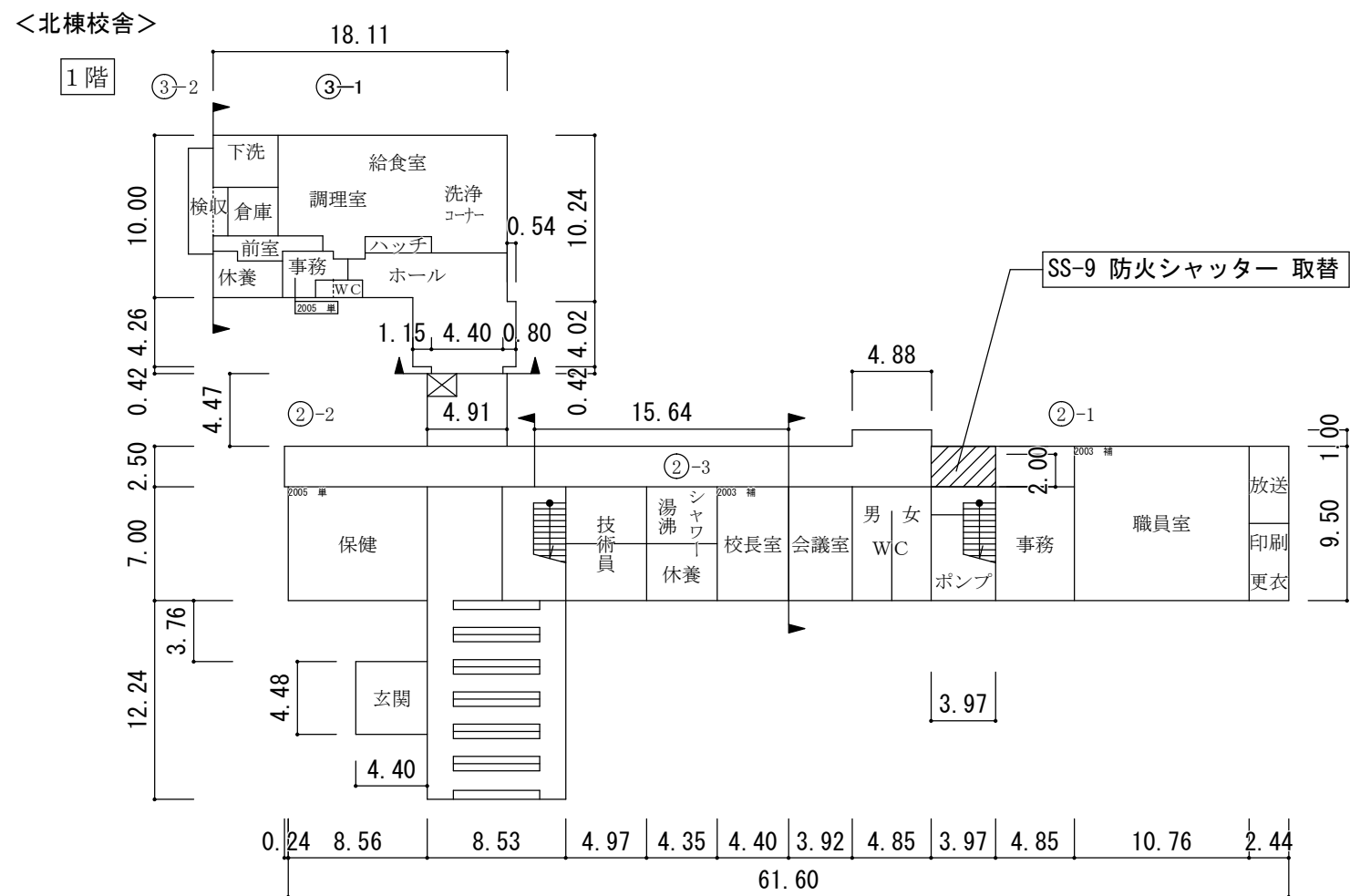
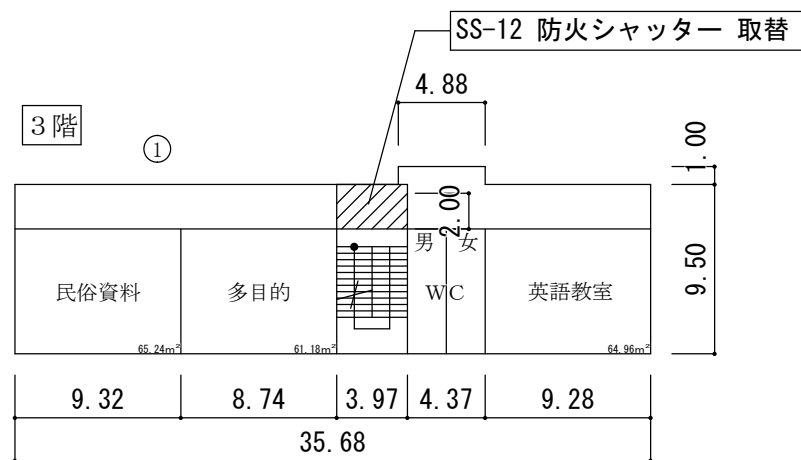
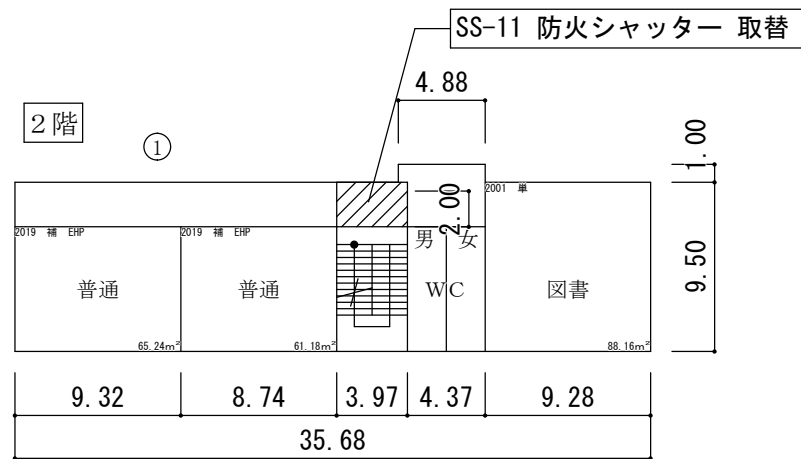
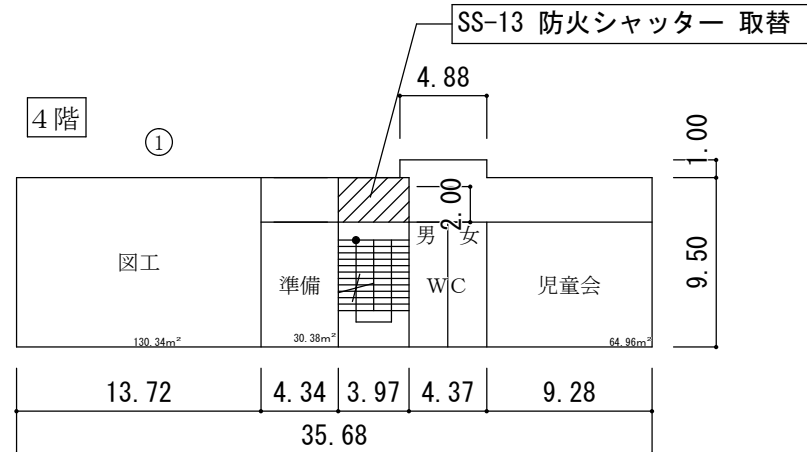
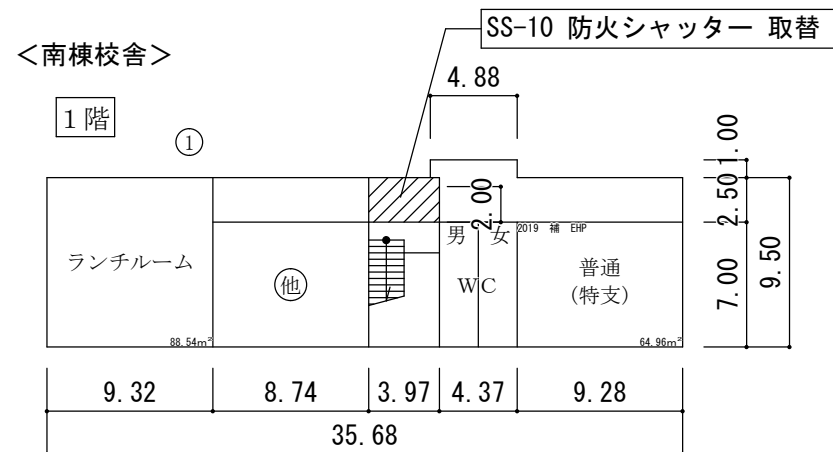
工事概要										
1. 工事名称	福山市立野々浜小学校南棟校舎他階段室シャッター改修工事									
2. 工事場所	福山市大門町七丁目13番1号									
3. 工事概要	シャッター改修 一式									
4. 別途工事	電気設備工事 一式									
仕様										
1. 共通仕様	<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版による。</p> <p>(1) 官庁手続き 受注者は関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは監督員の承諾後とする。）</p> <p>(2) 地元企業及び地場製品の活用 受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。</p> <p>(3) 疑義に対する協議等 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。</p> <p>(4) その他 本工事の工期は工事検査期間としての14日を含んでいる。</p>									
2. 主任技術者	受注者は、主任技術者を建設業法によって定め、工事現場内において工事名・工期・写真・所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。									
3. 化学物質等を発散する建築材料等	<p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。</p> <p>1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>3) 接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>4) 塗材はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>5) 1)、3)及び4)の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p>									
4. 発生材の処理	<p>すべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。</p> <p>・建設副産物情報交換システム（COBRIS）（財）日本建設情報総合センター</p> <p>本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。また、リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事着手前</th> <th>工事完成時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬入</td> <td>再生資源利用計画書</td> <td>再生資源利用実施書</td> </tr> <tr> <td>搬出</td> <td>再生資源利用促進計画書</td> <td>再生資源利用促進実施書</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <p>本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。</p> <p>なお、本工事では広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。産業廃棄物管理表（マニファ D、E票の写し）を提出する。</p>		工事着手前	工事完成時	搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書	搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書
	工事着手前	工事完成時								
搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書								
搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書								
5. 工事及び完成写真	<p>着工前 サービス版カラー</p> <p>工事中 サービス版カラー } 1部提出</p> <p>完成時 サービス版カラー</p>									
6. 完成時の提出図書	竣工図電子データ（竣工図電子データ作成要領による） 一式									
7. 仮設工事	工事用水、工事電力は、校内既存施設を無償で使用できる。									
8. 工事現場の安全対策	<p>工程は、建物管理者と協議し学校施設運営に支障のないように努める。</p> <p>入口より工事現場までの間は、学校施設と共同使用となるので安全の確保に努める。</p> <p>その他、必要に応じ仮囲いを設置する。工事に際し、施設に破損を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧を行う。</p>									
9. 施工計画書	事前に、仮設計画書、施工計画書を作成し、監督員に提出する。									
10. 使用材料	使用材料（見本を含む）は、監督員の承諾を得る。									
11. 工程表の提出	契約後14日以内に実施工程表を作成し、監督員に提出する。									
12. 保証書の提出	契約後14日以内に実施工程表を作成し、監督員に提出する。									
13. 工事実績情報の登録	<p>受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負金額</th> <th>工事受注時</th> <th>登録内容の変更時</th> <th>工事完成時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以上</td> <td>契約後10日以内</td> <td>変更契約後10日以内</td> <td>工事完成後10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要）</p> <p>登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要）</p>	請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内	
請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時							
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内							

14. 情報共有システム	受注者は、次表に従い、情報共有システムを利用する。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>利用形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計金額3,500万円以上</td> <td>受注者指定型</td> </tr> <tr> <td>当初契約金額500万円以上</td> <td>受注者希望型</td> </tr> </tbody> </table>	金額	利用形態	設計金額3,500万円以上	受注者指定型	当初契約金額500万円以上	受注者希望型
金額	利用形態						
設計金額3,500万円以上	受注者指定型						
当初契約金額500万円以上	受注者希望型						
	発注者指定型の場合、システム利用料を見込んでいる。						
	本工事で利用する情報共有システム <広島県工事中情報共有システム> <a href="http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushitemu2.html">http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushitemu2.html</a>						
	受注者は、情報共有システムの利用の有無について、契約後速やかに発注者にその旨を協議し、決定すること。						
	受注者は、情報共有システムを利用する場合、（一社）広島県土木協会に利用申し込みを行い、利用料を支払うこと。						
	情報共有システムの利用は次によること。						
	・福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）						
	・情報共有システム利用手引（建築工事）						

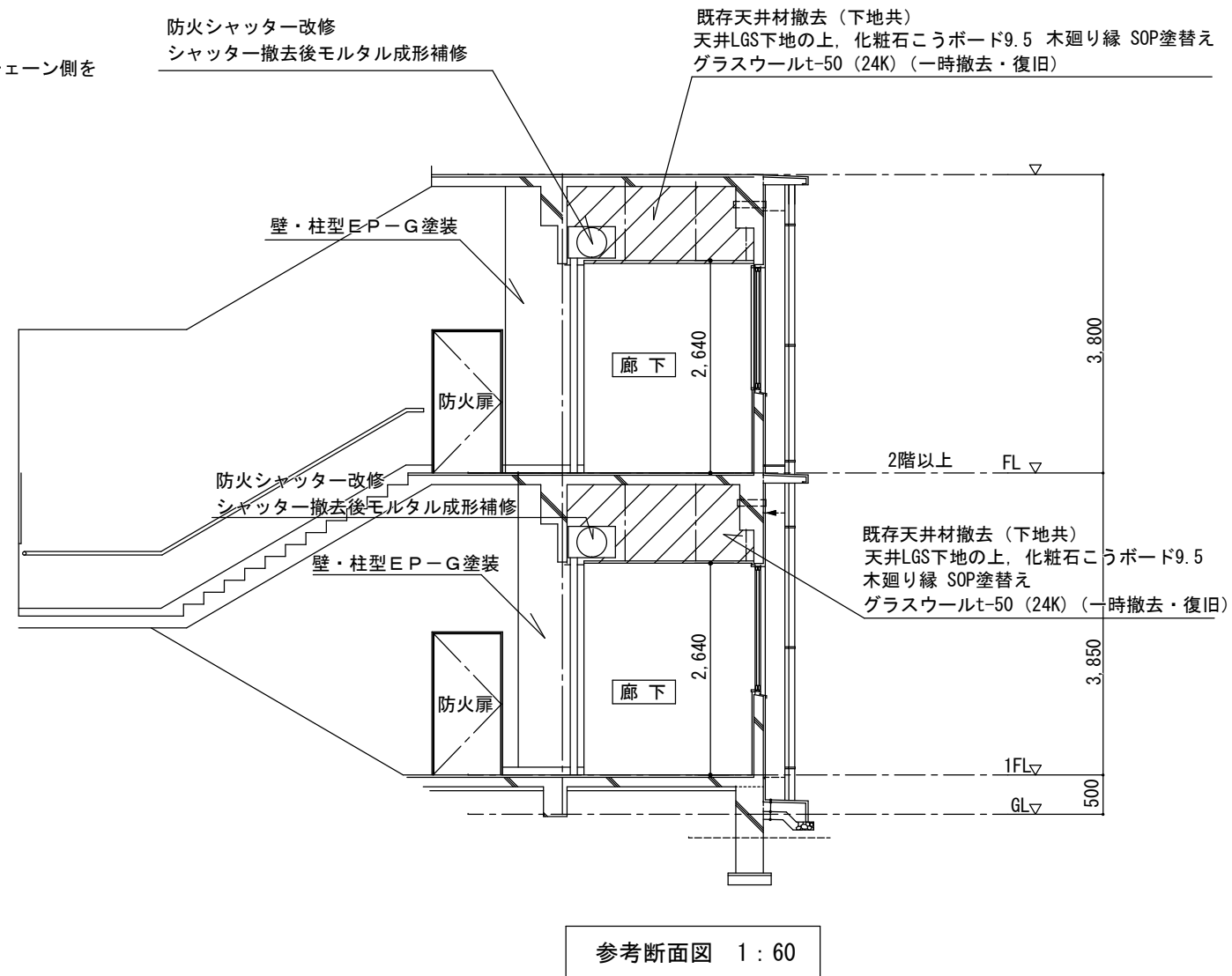
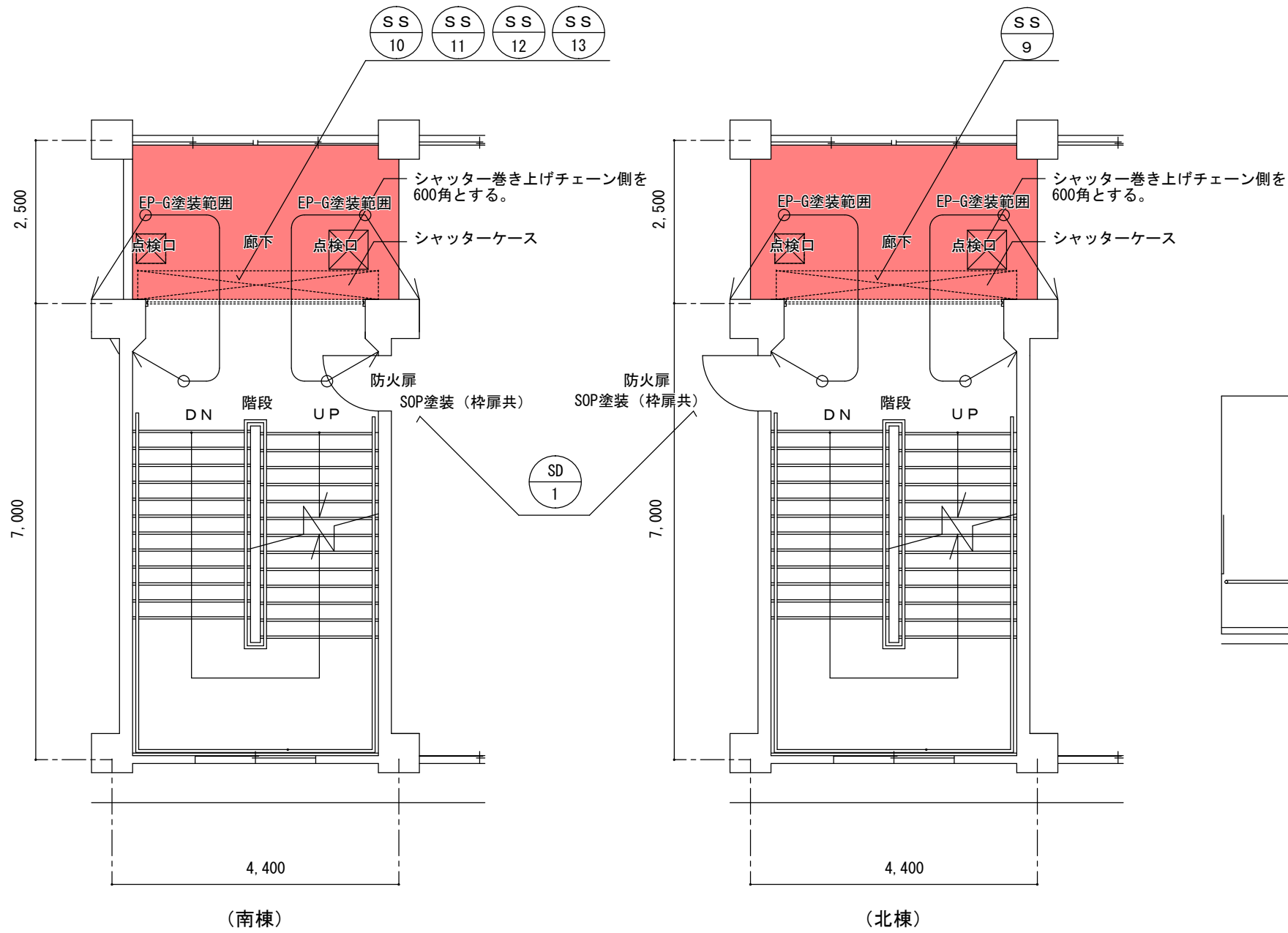


- 工事内容**
- ・天井一部撤去 (LGS下地共)
  - ・既存シャッター撤去 (レール・マグサ共)
  - ・既存巻上BOX撤去
  - ・新規防火シャッター取付 (レール、マグサ、取付用アソカ・打ち含む)
  - ・壁珪藻土塗り+EP-G塗り補修、天井復旧
  - ・天井点検口設置
  - ・床・幅木・廻縁等、各取合い補修
  - ・施工時以外は適切な養生をすること。

工事名	福山市立野々浜小学校南棟校舎他階段室シャッター改修工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課	2024年4月	図面 No.
図面名称	附近見取図・配置図	縮尺	S=1:1000 (A2)	1



工事名		福山市立野々浜小学校南棟校舎他階段室シャッター改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課		2024年4月		図面 No.	
図面名称		平面図		縮尺		S=1:300 (A2)		2	
主務		係員		次長		課長補佐		施設課長	



平面詳細図 1:60

- 天井改修部分を示す。  
既存天井材 (下地共) 撤去後、  
天井LGS下地 (19型) の上, 化粧石膏ボード9.5  
木廻り縁
- 天井点検口600角 1か所 (シャッター巻き上げチェーン用)  
天井点検口450角 1か所 (天井点検用)

【参考図】

	<b>工事名</b> 福山市立野々浜小学校南棟校舎他階段室シャッター改修工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課	2024年4月	図面 No.
	<b>図面名称</b> 平面詳細図・断面詳細図	<b>縮尺</b> S=1:60 (A2)	主務 係員 次長 課長補佐 施設課長 部長	<b>3</b>



# 参考数量書

§ 工事名称 福山市立野々浜小学校  
南棟校舎他階段室シャッター改修工事

§ 工事場所 福山市大門町七丁目13番1号

## 特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

# 設 計 書

工事名称 福山市立野々浜小学校南棟校舎他階段室シャッター改修工事

工事場所 福山市大門町七丁目13番1号

【工事概要】  
シャッター改修・・・一式

【別途工事】  
電気設備工事・・・一式



名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		







シャッター改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設工事	直接仮設	1	式		
計					
金属製建具工事	金製建具工事	1	式		
計					
左官工事	左官工事	1	式		
計					
内装工事	内装工事	1	式		
計					
塗装工事	塗装工事	1	式		
計					
撤去工事		1	式		
計					
建設廃材等処分費	建設廃材等処理費	1	式		
計					

















